

平成30年4月11日

平成30年度 地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する
評価事業を実施する者の公募の審査結果について

国土交通省住宅局住宅生産課

次のとおり、地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業に関する評価事業
を実施する者を選定しましたので、報告します。

<募集期間>

平成30年3月12日～平成30年3月27日

<提案者>

(株)アルセッド建築研究所

<審査基準>

提案について、以下の観点から審査を行い、予算の範囲内で採択を決定。

- 1) 提案内容についての総合的な評価を行うために必要な体制、専門知識を有する人員等（代表者、事業実施責任者）を有していること。
- 2) 業として、住宅・建築物を設計し若しくは販売し住宅・建築物の販売を代理し若しくは媒介し、又は住宅・建築物の建設工事を請け負う者に支配されていないこと。業務によって得た情報により新たな営利を得るものではないこと。
- 3) 知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。成果を活用したコンサルティング業務を行わないこと。
- 4) 経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有すること。

<提案者数及び採択者>

事業テーマ	提案者数	採択者
地域に根ざした木造住宅 施工技術体制整備事業に 関する評価事業	採択者のほか 1者	(株)アルセッド建築研究所